

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	飯山市

# 飯山市鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名	飯山市経済部森林農地整備課
所在地	長野県飯山市大字飯山1,110-1
電話番号	0269-67-0734
FAX番号	0269-62-6221
メールアドレス	shinrin-nouchi@city.iiyama.nagano.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ノウサギ、ミンク、カワウ、アオサギ、カラス、スズメ、ムクドリ、ドバト、キジバト
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長野県飯山市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	果樹、野菜等	8千円 0.02ha
イノシシ	稲、野菜等	1,560千円 1.26ha
ニホンジカ	雑穀、野菜等	0千円 0.00ha
カモシカ	雑穀、野菜等	0千円 0.00ha
カラス	果樹、野菜等	0千円 0.00ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>ツキノワグマによる被害は夏場頃から、太田地区の果樹園で桃、瑞穂地区でズッキーニや錦糸瓜、市内全域でスイカ、トウモロコシ等が多くなっている。また、秋口から冬眠までは市内全域で柿や栗の被害が頻発しており、農作物被害のほか、日常生活への影響など地域の不安も大きい。</p> <p>令和7年4月には、住宅地において人身事故が発生、令和8年1月には、降雪の中、民家庭の柿木にクマが出没する等、市内全域で里地への出没が増加傾向にあり、防除体制を強化していくことが重要となる。</p> <p>イノシシは通年で主に水稻やいも類・そば畑などの被害が顕著であり、山間部の農地で広く面的に荒らされるケースが多くなっている。さらに、田んぼ用水路の法面掘起こしも増えてきており、平坦地や河川敷の農地にも出没がある。年々被害は増加傾向にあり、市内全域で被害が確認されていることから、捕獲体制を強化するとともに、被害を軽減するため、更なる被害防止の拡充を図る必要がある。</p> <p>なお、被害量や被害金額としては把握できない、ニホンジカやカモシカによるそばの実や菜の花の新芽被害が山間部の農地を中心に発生しており、目撃数と生息域の拡大が懸念される。</p> <p>カラスについても、被害数値の特定には至っていないものの、市内全域で果樹や自</p>
---

家野菜等を中心に被害の聲が寄せられている状態であり、生息数及び被害の増加が懸念されるものである。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)
ツキノワグマ	8	0.02	5	0.01
イノシシ	1,560	1.26	1,092	0.88
ニホンジカ	0	0.00	0	0.00
カモシカ	0	0.00	0	0.00
カラス	0	0.00	0	0.00

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定鳥獣保護管理計画に基づく適正な個体数調整。(捕獲檻による捕獲、地元猟友会への業務委託による有害鳥獣捕獲。)</li> <li>小型の獣類捕獲に係るわな講習会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猟友会員の高齢化や、実施隊員の減少に伴い、捕獲技術の継承や捕獲従事者の育成が困難となってきた。</li> <li>農家や集落の自衛的な取組みを推進する必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人や団体に対する、防護柵等の購入費に係る補助事業(国、県または市単独)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化により電気柵設置の作業負担が大きい。</li> <li>豪雪地帯のため、冬期間は電気柵を全て取り外す必要があり、作業負担が大きい。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の緩衝帯整備に係る費用の補助</li> <li>誘因物除去(果樹木伐採等)に係る費用の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化や人口減少に伴い緩衝帯整備後の維持管理の作業負担が大きくなってきた。</li> <li>所有者不明の果樹木等への対策。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥

獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 人身被害防止と生活環境整備を最重点とし、野生鳥獣と人間との緊張感ある共存関係の再構築をするため、ゾーニング管理の導入を実施する。また、個体群管理の強化として、猟友会員等と緊密な連携を図りながら計画的に生息地内の個体数管理を徹底する。
- ・ 被害防除として電気柵等の設置、生息地管理における緩衝帯整備を推進するとともに、放任果樹の除去など、人里へ寄せ付けない取り組みを強化する。
- ・ 農協職員及び農家等から被害状況の聴取、AIセンサーカメラ等を活用して鳥獣の種類や出没時期等について把握し、地区ごとの実情に応じた、駆除・防除・環境整備を相互的に結び付け、効果的な対策を実施していく。
- ・ 緊急対応(里地出没時)体制の強化として、出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練及び広域連携の推進(地域の枠を超えた捕獲者の相互補完)を構築していく。
- ・ SNS等による情報発信と普及啓発により、誘引物除去、電気柵設置及び小型鳥獣捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会を実施し、個人での被害防除対策を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

地域住民からの被害情報をもとに、飯山市及び飯山市有害鳥獣対策協議会が被害の情報及び加害個体を特定し、飯山市猟友会に有害鳥獣捕獲事業を委託し、猟友会員により構成される飯山市鳥獣被害対策実施隊が対象鳥獣捕獲員として捕獲する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8	全鳥獣	地元住民からの聴取、AI センサーカメラ等を活用し、対象鳥獣及び被害の実態を把握し、効率的な捕獲を実施する。 新規銃猟者確保及び既存実施隊員の捕獲技術の向上に資するため補助事業の周知を実施。
R9	全鳥獣	地元住民からの聴取、AI センサーカメラ等を活用し、対象鳥獣及び被害の実態を把握し、効率的な捕獲を実施する。 新規銃猟者確保及び既存実施隊員の捕獲技術の向上に資するため補助事業の周知を実施。
R10	全鳥獣	地元住民からの聴取、AI センサーカメラ等を活用し、対象鳥獣及び被害の実態を把握し、効率的な捕獲を実施する。 新規銃猟者確保及び既存実施隊員の捕獲技術の向上に資するため補助事業の周知を実施。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ツキノワグマ、カモシカについては被害状況に応じて長野県へ許可申請をする。 イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ノウサギ、ミンク、カワウ、アオサギ、カラス、スズメ、ムクドリ、ドバト、キジバトについては、被害状況や近年の捕獲実績を考慮して捕獲計画数を設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ツキノワグマ	25頭	25頭	25頭
カモシカ	必要頭数	必要頭数	必要頭数
イノシシ ニホンジカ	各80頭	各80頭	各80頭
タヌキ キツネ ハクビシン	各150頭	各150頭	各150頭
アナグマ アライグマ ノウサギ ミンク	各30頭	各30頭	各30頭
カラス	200羽	200羽	200羽
カワウ アオサギ スズメ ムクドリ ドバト キジバト	各100羽	各100羽	各100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツキノワグマについては、出没や被害状況に応じて檻により捕獲する。</li> <li>・ カモシカについては、出没や被害状況に応じて、銃器やわなにより捕獲する。</li> <li>・ ツキノワグマとカモシカを除く獣類については、年間を通じて銃器やわなにより捕獲する。</li> <li>・ 鳥類については、年間を通じて銃器により捕獲する。</li> </ul>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシ等の大型獣を捕獲するため、有害捕獲の期間、鳥獣被害対策実施隊員が、必要に応じ安全を確保した上でライフル銃を使用する。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等にに従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合

は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯山市内全域	ニホンジカ、カワウ、アオサギ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ カモシカ イノシシ ニホンジカ	瑞穂地区 1.0km	飯山地区 1.0km	太田地区 1.0km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	8~10年度
ツキノワグマ カモシカ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵等の適正な管理(下草刈り、電圧の管理等)</li> <li>・里地及び農地等の出没時の追払い</li> </ul>

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8~10年度	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹の除去及び生ごみ等の処理など誘因物の適正な取扱いの協力依頼</li> <li>・地域住民による緩衝帯整備への支援</li> </ul>

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

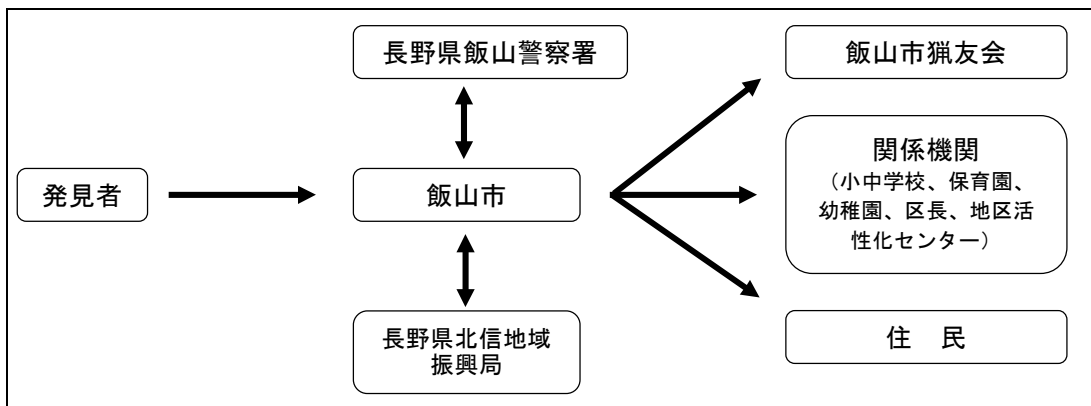
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
飯山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害対策の総括</li> <li>・緊急パトロール</li> <li>・住民への注意喚起</li> <li>・関係機関への情報伝達</li> </ul>
北信地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策指導</li> </ul>
長野県飯山警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官職務執行法における擬律判断</li> <li>・事故防止と安全確保</li> </ul>
飯山市猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急パトロール</li> <li>・対象鳥獣捕獲の実施</li> </ul>
長野県鳥獣保護員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導、助言</li> </ul>

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家消費、焼却、埋設、ジビエ加工所への搬入

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	加工食品の利活用について検討する
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飯山市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
飯山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林業被害情報の収集及び調査</li> <li>・ 野生鳥獣出没状況の発信</li> <li>・ 事務局運営</li> <li>・ 各機関との連絡調整</li> </ul>
ながの農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害対策の連携及び調整</li> <li>・ 被害情報の収集</li> </ul>
高水漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害対策の連携及び調整</li> <li>・ 被害情報の収集</li> </ul>
北信州森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害対策の連携及び調整</li> <li>・ 被害情報の収集</li> </ul>
飯山市猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣の捕獲</li> </ul>
長野県鳥獣保護員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導、助言</li> </ul>

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県北信地域振興局	助言、捕獲許可、技術的な支援
長野県クマ対策員	野生鳥獣の生態調査、捕獲や被害防除体制の構築に関する指導・助言、緊急時(市街地出没等)における対応支援

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

年間を通じた有害捕獲、個体数調整、市街地などに野生鳥獣が出没した場合などにおける緊急出動要請等、鳥獣に関わる有事に対応するため、令和2年10月に設置した。(構成員 飯山市猟友会員のうち、33名※令和7年4月時点)

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・新規に狩猟免許(わな猟)を取得し、有害鳥獣捕獲を始める初心者ハンターを対象にくくり罟講習会を開催し、被害防止に関する知識の普及と人材育成を図る。

・新規狩猟者の確保・育成を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。